

所沢産さといも元気掘り起こし事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さといもの産地として、安定した生産及び品質の向上を図るため、さといもを栽培するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、所沢市補助金等交付規則（昭和55年規則第20号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助要件、補助対象経費及び補助限度額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる事業に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 別表第1に掲げる補助対象事業 市内でさといもを栽培するものであって、次のいずれかに該当するもの

ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者

イ 市内で農業を営み、アに該当する者で構成されている農業者団体（農業を行う者で組織される団体であって、規約等によって運営されているものをいう。以下同じ。）

(2) 別表第2に掲げる補助対象事業 前号イに該当するもの

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げるもの（農業者団体にあつては構成する者を含む。）が次の各号に該当するときは、補助対象者としなない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団員に関するもの

(2) 市税（所沢市税条例（昭和25年告示第76号）第3条に掲げる税目をいう。）の滞納があるもの

(補助対象事業の計画の申請)

第4条 補助対象者（前条第1項第2号に規定するものに限る。）は、補助対象事業を行おうとするときは、補助対象事業の計画を策定し、所沢産さといも元気掘り起こし事業計画承認申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助対象事業の計画の承認)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助対象事業の計画の承認を決定し、所沢産さといも元気掘り起こし事業計画承認決定通知書（様式第2号）により、当該申請をしたものに通知するものとする。

(計画の変更等)

第6条 前条の規定により補助対象事業の計画の承認を受けたものは、計画の変更、中止又は廃止をしようとするときは、所沢産さといも元気掘り起こし事業計画（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。この場合において、計画の変更にあつては、変更する内容を証する書類を添付するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、所沢産さといも元気掘り起こし事業計画（変更・中止・廃止）承認決定通知書（様式第4号）により、当該申請をしたものに通知するものとする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（別表第2に掲げる補助対象事業に係る補助金の交付を受けようとする補助対象者にあつては、前2条の規定による補助対象事業の計画の承認を受けたものに限る。以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事業に応じ、それぞれ当該各号に定める書類に市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 別表第1に掲げる補助対象事業 所沢産さといも元気掘り起こし事業費補助金申請書兼請求書（様式第5号）

(2) 別表第2に掲げる補助対象事業 所沢産さといも元気掘り起こし事業費補助金申請書（様式第6号）

2 前項の規定による申請は、前項第1号の書類を提出する場合にあつては1年度につき1回限りとし、同項第2号の書類を提出する場合にあつては別表第2に掲げる補助対象事業の区分ごとに1年度につき1回限りとする。

（補助金の交付の決定）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、当該申請に係る補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づく決定をしたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により申請者に通知するものとする。

(1) 別表第1に掲げる補助対象事業 所沢産さといも元気掘り起こし事業費補助金交付決定通知書兼振込通知書（様式第7号）

(2) 別表第2に掲げる補助対象事業 所沢産さといも元気掘り起こし事業費補助金交付決定通知書（様式第8号）

3 市長は、補助金に係る交付の決定において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

（実績報告）

第9条 前条第2項第2号の通知書の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、交付の決定を受けた補助対象事業が完了したときは、速やかに所沢産さといも元気掘り起こし事業費補助金実績報告書（様式第9号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する報告書の提出を受けたときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、所沢産さといも元気掘り起こし事業費補助金確定通知書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付時期）

第11条 市長は、次の各号に掲げる事業に応じ、それぞれ当該各号に定めるときに補助金を交付するものとする。

(1) 別表第1に掲げる補助対象事業 第8条第2項第1号の規定により補助金の交付の決定をしたとき。

(2) 別表第2に掲げる補助対象事業 前条の規定による通知を受けた交付決定者から所沢産さといも元気掘り起こし事業費補助金交付請求書（様式第11号）の提出がされたとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第7条、第8条、第11条関係）

補助対象事業	補助要件	補助対象経費	補助限度額
資材等購入支援事業	さといもの安定した生産又は品質の向上のため、作付けから収穫までさといもの生産に要する資材等を購入すること。	1 資材購入費 2 薬剤購入費 3 種芋購入費 4 補助対象事業に要する費用であつて市長が必要と認める経費	補助対象経費の2分の1以内（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）で1人当たり2万円。ただし、農業者団体が申請する場合にあっては、当該農業者団体に属する者でさといものを栽培するもののそれぞれの補助限度額の合計額

別表第2（第3条関係）

補助対象事業	補助要件	補助対象経費	補助限度額
研修会等の開催及び参加事業	さといもの安定した生産又は品質の向上のため、効果的な土壌改良、かん水設備又は病害虫の防除方法に係る情報収集、技術の向上等を図る研修会等を開催し、又はこれに参加すること。	1 講師謝礼 2 旅費 3 研修会等の開催又は参加に係る消耗品費、印刷製本費及び教材費 4 通信運搬費及び手数料 5 使用料及び賃借料 6 受講料 7 補助対象事業に要する費用であつて市長が必要と認める経費	補助対象経費の2分の1以内（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）で1団体当たり15万円
スマート農業活用事業	さといもの安定した生産又は品質の向上のため、スマート農業の技術による、生育状況の確認、薬剤又は肥料の散布等の管理等を委託すること。	生育状況の管理等に要する委託費	補助対象経費の4分の3以内（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）で1団体当たり30万円

備考 「スマート農業」とは、ロボット、人工知能（AI）、インターネット・オブ・シングス（IoT）、ドローン等の先端技術を活用した農業のことをいう。

所沢産さといも元気掘り起こし事業計画承認申請書

年 月 日

(宛先)所沢市長

所在地

団体名

代表者氏名

所沢産さといも元気掘り起こし事業費補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 事業目的

3 事業内容

事業内容	実施者	実施場所	面積 (a)
			※スマート農業活用事業の場合

4 事業費 (円)

補助対象事業費	内 訳		
	補助金	自己資金	その他

5 事業期間

開始予定年月日 年 月 日 完了予定年月日 年 月 日

6 添付書類

- (1) 構成員名簿及び規約等の写し
- (2) 見積書等
- (3) 実施場所の位置図 (※スマート農業活用事業の場合)
- (4)

(注) 記載欄が不足する場合、記載欄の追加又は一覧表により対応してください。

第 年 月 日 号

所沢産さといも元気掘り起こし事業計画承認決定通知書

様

所沢市長



年 月 日付で申請のあった所沢産さといも元気掘り起こし事業計画を下記のとおり承認したので、所沢産さといも元気掘り起こし事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

事業名	
事業費	円
補助金交付予定額	円

様式第3号

所沢産さといも元気掘り起こし事業計画（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日

(宛先)所沢市長

所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で承認決定のあった補助事業の計画について、下記のとおり（変更・中止・廃止）したいので、所沢産さといも元気掘り起こし事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請します。

記

- 1 事業名
- 2 事業計画の（変更・中止・廃止）理由
- 3 事業計画の変更内容

変更前

変更後

※計画を中止・廃止する場合は、1及び2のみを記入してください。

4 添付書類（※計画を変更する場合に限る。）

- (1) 構成員名簿及び規約等の写し
- (2) 見積書等
- (3) 実施場所の位置図（※スマート農業活用事業の場合）
- (4)

(注) 記載欄が不足する場合、記載欄の追加又は一覧表により対応してください。

第 号
年 月 日

所沢産さといも元気掘り起こし事業計画（変更・中止・廃止）承認決定通知書

様

所沢市長



年 月 日付けで（変更・中止・廃止）申請のあった所沢産さといも元気掘り起こし事業計画を下記のとおり承認したので、所沢産さといも元気掘り起こし事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

事業名	
事業費	円
補助金交付予定額	円

所沢産さといも元気掘り起こし事業費補助金申請書兼請求書

年 月 日

(宛先) 所沢市長

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

所沢産さといも元気掘り起こし事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請額

①購入品目	②金額単価 (円)	③購入個数等	④金額 (②×③) ×消費税 (円)
⑤合計 (円)			
⑥補助金交付申請額 (円)			

備考 ⑥補助金交付申請額は、1人当たりの申請額の2分の1又は2万円のうちいずれか少ない額(100円未満切捨て)の合算額とする。

2 振込口座

銀行・支店名	銀行・信金 農協・その他						本店・支店 出張所・支所		
預金種目	1 普通	口座番号							
	2 当座								
	3 貯蓄								
口座名義人 (カナ)									
口座名義人 (漢字)									

3 添付書類

- (1) 領収書
- (2) 明細書の写し（領収書に明細の記載がある場合を除く。）
- (3) 通帳又はキャッシュカードの写し
- (4) 構成員名簿、規約等の写し及び個人別明細書（※農業者団体の場合）

所沢産さといも元気掘り起こし事業費補助金申請書

年 月 日

(宛先)所沢市長

所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって事業計画の承認のあった事業について、所沢産さといも元気掘り起こし事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて、補助金の交付を申請します。

記

1 事業名

2 事業目的

3 事業内容

事業内容	実施者	実施場所	面積 (a)
			※スマート農業活用事業の場合

4 事業費 (円)

補助対象事業費	内 訳		
	補助金	自己資金	その他

5 事業期間

開始予定年月日 年 月 日 完了予定年月日 年 月 日

6 収支予算

収入の部

科目	金額 (円)	摘要
補助金		
自己資金		
その他		
計		

支出の部

科目	金額 (円)	摘要
計		

7 添付書類

- (1) 構成員名簿及び規約等の写し
- (2) 見積書等
- (3) 実施場所の位置図 (※スマート農業活用事業の場合)
- (4) 所沢産さといも元気掘り起こし事業計画承認決定通知書の写し
- (5)

(注) 記載欄が不足する場合、記載欄の追加又は一覧表により対応してください。

所沢産さといも元気掘り起こし事業費補助金交付決定通知書兼振込通知書

第 号
年 月 日

様

所沢市長



年 月 日付けで申請のあった所沢産さといも元気掘り起こし事業補助金については、審査の結果、下記のとおり決定したので、所沢産さといも元気掘り起こし事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

なお、補助金については、指定された金融機関口座に振り込みますので、併せて通知します。

記

1 交付決定額 金 _____ 円

2 交付予定日 年 月 日

所沢産さといも元気掘り起こし事業費補助金交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

所沢市長



年 月 日付で申請のあった所沢産さといも元気掘り起こし事業補助金の交付については、下記のとおり決定したので、所沢産さといも元気掘り起こし事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

補助対象事業 の 名 称	
交 付 金 額	円
交 付 予 定 時 期	年 月 日
交 付 条 件	

所沢産さといも元気掘り起こし事業費補助金実績報告書

年 月 日

(宛先)所沢市長

所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定のあった事業について、次のとおり完了したので、所沢産さといも元気掘り起こし事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり添付書類を添えて報告します。

記

1 事業名

2 事業の成果

3 事業内容

事業内容	実施者	実施場所	面積 (a)
			※スマート農業活用事業の場合

4 事業費 (円)

補助対象事業費	内 訳		
	補助金	自己資金	その他

5 事業期間

開始年月日 年 月 日 完了年月日 年 月 日

6 収支決算

収入の部

科目	金額（円）	摘要
補助金		
自己資金		
その他		
計		

支出の部

科目	金額（円）	摘要
計		

7 添付書類

- (1) 構成員名簿及び規約等の写し
- (2) 領収書等
- (3) 実施場所の位置図（※スマート農業活用事業の場合）
- (4) 事業実施が確認できる写真（※スマート農業活用事業の場合）
- (5) 所沢産さといも元気掘り起こし事業費補助金交付決定通知書の写し
- (6)

(注) 記載欄が不足する場合、記載欄の追加又は一覧表により対応してください。

様式第10号

所沢産さといも元気掘り起こし事業費補助金確定通知書

第 年 月 日 号

様

所沢市長



年 月 日付で実績報告のあった事業については、次のとおり補助金を確定したので、所沢産さといも元気掘り起こし事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

交付決定年月日	年 月 日	番 号	第 号
事 業 名			
交付決定通知額			円
経 費 精 算 額			円
交 付 確 定 額			円

様式第11号

所沢産さといも元気掘り起こし事業費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)所沢市長

所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定のあった事業
について、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

事業名	
交付決定通知額	円
交付確定額	円
既交付額	円
今回交付請求額	円
未交付額	円
添付書類	1 所沢産さといも元気掘り起こし事業費補助金交付決定通知書又は所沢産さといも元気掘り起こし事業費補助金確定通知書の写し 2